

佐賀県立佐賀コロナー管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 8 号

佐賀県立佐賀コロナー管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立佐賀コロナー管理規則（昭和45年佐賀県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（利用定員）</p> <p>第 9 条 コロナーの利用定員は、<u>165人</u>とする。</p> <p>（利用承認等）</p> <p>第11条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第29条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けるためコロナーを利用しようとする者は、利用申込書（様式第 1 号）に同法第22条第 8 項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>（利用定員）</p> <p>第 9 条 コロナーの利用定員は、<u>135人</u>とする。</p> <p>（利用承認等）</p> <p>第11条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第29条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けるためコロナーを利用しようとする者は、利用申込書（様式第 1 号）に同法第22条第 8 項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成25年 4月 1 日から施行する。